

京都市告示第530号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和6年11月29日

京都市長 松井孝治

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定期 間
京都市上賀茂児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅 湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	令和7年4月1日 から令和12年3 月31日まで
京都市西賀茂児童館	同	上
京都市紫竹児童館	同	上
京都市吉田児童館	同	上
京都市白川児童館	同	上
京都市養正児童館	同	上
京都市松ヶ崎児童館	同	上
京都市市原野児童館	同	上
京都市山階児童館	同	上
京都市小野児童館	同	上
京都市百々児童館	同	上
京都市唐橋児童館	同	上
京都市山王児童館	同	上
京都市山ノ本児童館	同	上
京都市梅津児童館	同	上
京都市嵯峨児童館	同	上
京都市櫛原児童館	同	上
京都市大枝児童館	同	上
京都市境谷児童館	同	上
京都市春日野児童館	同	上
京都市藤森竹田児童館	同	上

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)